

練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号） 抜粋
別表第1（第108条、第121条関係） 公共施設および公益的施設の整備の基準

種別	基準
道路 開発区域内道路	<p>1 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業については、開発区域内に配置される道路をつぎに掲げる基準に従い、整備すること。</p> <p>(1) 開発区域内に配置される両端が他の道路に接続する道路の幅員は、6メートル以上とすること。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、開発区域内に配置される道路がつぎのいずれかに該当するときは、それぞれつぎに定める幅員とすることができる。</p> <p>ア 両端が他の道路に接続し、延長が60メートル以下のとき。 4.5メートル以上</p> <p>イ 両端が他の道路に接続し、延長が60メートルを超え100メートル以下のとき。 5メートル以上</p> <p>(3) 開発区域内に配置される袋路状道路は、つぎのいずれかに定める幅員とすること。この場合において、当該配置される道路が既存の袋路状道路に接続する場合には、当該配置される道路の延長に、当該既存の袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を加えたものを延長とすること。</p> <p>ア 延長が10メートル以下のとき。 4メートル以上</p> <p>イ 延長が10メートルを超え30メートル以下のとき。 4.5メートル以上</p> <p>ウ 延長が30メートルを超え35メートル以下のとき。 5メートル以上</p> <p>エ 延長が35メートルを超えるとき。 6メートル以上</p> <p>(4) 開発区域内に配置される袋路状道路については、転回広場を設けること。</p> <p>(5) 開発区域内に配置される道路が同一平面で交差し、もしくは接続し、または屈折する箇所にはすみ切りを設けること。</p> <p>2 前項に規定する開発区域内に配置される道路、転回広場およびすみ切りの構造等については、規則で定める基準に従い、整備すること。</p>
開発区域に接する道路	<p>1 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発事業については、当該開発区域に接する道路（練馬区有通路条例（平成15年10月練馬区条例第40号）第3条に基づき指定された区有通路のうち、区長が認めるものを含む。以下この表において同じ。）は、幅員6メートル以上であること。ただし、当該開発区域に接する道路の幅員が6メートル未満の場合は、つぎの各号のいずれかによること。</p> <p>(1) 開発区域の面積が500平方メートル以上の開発行為または開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為以外の開発事業については、当該開発区域に接する道路の中心線からの水平距離3メートルの線を当該開発区域に接する道路の境界線とすること。</p> <p>(2) 開発区域の面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満の開発行為以外の開発事業については、第107条に規定する練馬区道路網計画（法により定められた都市計画に定める道路に係る計画を除く。）による場合または通行の安全上の必要があると区長が認める場合は、当該開発区域に接する道路の中心線からの水平距離3メートルの線を当該開発区域に接する道路の境界線とすること。</p> <p>2 前項に規定する開発区域に接する道路が同一平面で交差し、もしくは接続し、または屈折する箇所にはすみ切りを設けること。</p> <p>3 前2項に規定する開発区域に接する道路およびすみ切りの構造等については、規則で定める基準に従い、整備すること。</p>
公園等	省略
街路灯	省略
公益的施設	省略
地域コミュニティへの配慮	省略